

千葉市監視カメラ撮影画像管理要領

1 趣旨

この要領は、ごみステーションを管理する団体に貸与した監視カメラで撮影した画像の管理について必要な事項を定める。

2 管理責任者の指定

撮影画像を取扱う部署において、撮影画像の管理を適正に扱うため、管理責任者を指定すること。

3 撮影画像の保存・取扱い

(1) 画像の保存

画像の漏洩、滅失、き損、流出等の防止、その他の安全管理を徹底すること。

(2) 画像加工の禁止

画像は撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存しないこと。

(3) 画像の厳重な保管

録画措置、画像を記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外のものによる操作や盗難防止のため、保護された場所で厳重に管理し、「5 画像の利用・提供」に定める場合を除き、外部への持ち出しを禁止すること。

(4) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、速やかに消去すること。

また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行うこと。

4 秘密の保持

撮影画像の管理責任者及び取扱担当者は、撮影画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。

このことは、管理責任者等でなくなった場合においても同様とする。

5 画像の利用・提供

(1) 監視カメラの撮影画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪の捜査目的による要請を受けた場合

この場合において、捜査機関が画像等の提出を求める時は、文書によるものとする。

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 上記アからエにより撮影画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録するなど、適正に運用すること。

(附則)

この要領は平成26年9月1日から施行する。